

# 摩擦攪拌技術実用化研究会 入・退会手続規程

## 【目 的】

**第 1 条** この規程は、摩擦攪拌技術実用化研究会規約(以下「規約」という。)第 4 条第 1 項に規定する摩擦攪拌技術実用化研究会(以下「本会」という。)会員の地位の取得及び喪失について、規約第 4 条第 2 項の規定に基づき必要な手続を定めることを目的とする。

## 【入 会】

**第 2 条** 本会の目的及び活動内容に賛同し、本会への入会を希望する企業・研究機関又は個人(大学等研究者)は、入会申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入して、事務局(財団法人大阪産業振興機構 クリエイション・コア東大阪事業部 産学連携推進課)に提出するものとする。

2 本会への入会の可否は会長が決定する。なお、会長は入会の可否について必要があるときは、本会幹事に意見を求めることができるものとする。

3 事務局は、入会申込が承認された場合には、速やかに入会申込者に対してその旨を通知する。

## 【退 会】

**第 3 条** 本会からの退会を希望する会員は、退会申出書(様式第 2 号)に必要事項を記入して、事務局に提出するものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の退会申出書について準用する。

## 【変更届】

**第 4 条** 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更届出書(様式第 3 号)に必要事項を記入して、事務局に提出するものとする。

## 【個人情報の取り扱い】

**第 5 条** この規程に基づく諸手続により本会が保有する個人情報は、本会の活動に必要な範囲においてのみ保有するものとし、目的外の利用及び外部への提供は行ってはならない。

2 会長及び事務局は、個人情報を善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、当該個人情報が外部に流出することのないよう細心の注意を持って取り扱わなければならない。

## 【委 任】

**第 6 条** この規程に定めるもののほか、本会の入・退会手続に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。